**平成２８年（フ）第３８５０号**
大阪府東大阪市新上小阪８番２―303号
債務者　三木　典子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８５１号**
大阪市浪速区浪速西４丁目１番40―105号
債務者　中塚　仲義
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８５４号**
大阪市淀川区東三国２丁目25番３号　203号
債務者　信貴　正美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２００号**
北海道旭川市豊岡４条６丁目２番11号　Ｆｏｒ・Ｋｉｄｓ101号
債務者　亀谷　正代
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２０９号**
北海道旭川市忠和３条７丁目２番37号　グランディールⅡ　203号室
債務者　布施悠香里
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３５７６号**
大阪府吹田市千里山西４丁目13番18号(202)、前住所大阪市東成区神路４丁目６番19号（スペーシア新深江301号)
債務者　伊藤　康夫
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３７６４号**
大阪府茨木市天王１丁目５番40号
債務者　磯部　志満
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第２８７５号**
大阪市都島区都島南通２丁目４番30号　すみれマンション　205号
債務者　政木昌年こと　金　　昌年
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３６５９号**
大阪市港区三先１丁目17番７号　マンション三先　155号
債務者　三吉　春奈
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３８５５号**
大阪市平野区背戸口４丁目11番12号アプローズ平野302号
債務者　篠原千賀子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６５５２号**
東京都立川市羽衣町１丁目５－１―108
債務者　浅野　嘉子（旧姓柿木）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６５７８号**
東京都調布市入間町２丁目２　都営入間町２丁目アパート２―507
債務者　田澤　翔子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６５８０号**
東京都目黒区原町１丁目28－６　武藤方205
債務者　与澤正子こと　與澤　正子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６５８４号**
東京都町田市三輪緑山１丁目22―６―303
債務者　笠原　英一
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６６０２号**
東京都世田谷区等々力８丁目13―３―207
債務者　上野　奈美
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部